

精華 はなそう

2016
NOVEMBER
No.644

11

思
い
や
り
の
心
で
寄
り
添
え
て
い
ま
す
か

近年、インターネット上での誹謗中傷、女性への暴力、高齢者・障害者虐待、育児放棄など、さまざまな人権を侵害する事象が発生しています。あなたの家庭、職場などでは、お互いの人権を尊重し合い、相手を思いやることができますか。

あなたや、あなたの周りの人権は、守られていますか？／2 町内保育所来年度入所受付／15 人生を踊り明かせ（第12代国際交流員コラム）／21 きょういくの窓／23 せいか写真日記／24

DV 防止に関する取り組み

パネル展示

- ◆日 程 11月18日(金)～25日(金)
- ◆場 所 町立図書館前 交流スペース(町役場2階)
- ◆内 容 ・女性への暴力根絶を訴える啓発活動「パープルリボン・プロジェクト」の一つとして、パネル展示・PR 物品の配布。
・DVなどに関する啓発映像の上映。

書籍・絵本の紹介

- ◆日 程 11月中
- ◆場 所 精華町立図書館
- ◆内 容 女性に対する暴力やDV、虐待などに関する書籍や児童向けの絵本などを紹介。

人権に関する催し

ポスター展示

- ◆日 程 11月25日(金)～12月12日(月)
- ◆場 所 精華町役場2階 交流スペース
- ◆内 容 町内小・中学生が描いた人権啓発ポスターの展示。

子育て支援講演会(人権講座)

- ◆日 程 11月29日(火)
- ◆場 所 精華町役場2階 交流ホール
- ◆内 容 竹内昌彦講師(岡山ライトハウス理事長)が「私の歩んだ道～見えないから見えたもの～」をテーマに講演。

主催：精華町人権啓発推進委員会・精華町

問精華町人権啓発推進委員会事務局(精華町人権センター 94-3696)



なぜ逃げないのか
DV(ドメスティック・バイオレンス)
は配偶者や恋人など親密な関係にある
(あつた)人からふるわれる暴力です。女性の4人に1人が配偶者から暴力を受けています。DVは、殴る・蹴るといった身体的な暴力だけではありません。暴言や脅し、行動や交友関係の制限、セックストリートなどの強要、お金を持たせないと、さまざまなかたちで行われます。

DVでひどい目にあっているのになぜ
被害者は逃げないのだろうと疑問に思つ
たことはありませんか。

DVは、暴力という方法を用いて被害
者を意のままに支配することです。加害
者は、視線ひとつ、咳払いひとつで被害
者をコントロールします。物理的に逃げ
られる状況でも、加害者の顔色を見なが
ら生活せざるを得なかつた被害者は、自
由に動けません。身近で大切な人から否定さ
れ暴言や暴力を受け、人として軽く扱わ
れることが続くと、人は誰でも自分に自
信が持てなくなり、常識的な思考や判断
がしくくなるのです。

いつしょに考えましょう

暴力を受けても「自分が我慢すれば
む」「恥ずかしくて誰にも言えない」と
思う被害者も多いのですが、多くの場合
暴力は徐々にエスカレートしていくま
す。おかしいと思ったら、気軽に相談で
きる相談機関に相談しましょう。気持ち
や考えが整理され、アドバイスを受けて
何が問題で何をすべきかが明確になりま
す。DVに苦しんでいる、身近な人がDV
を受けていると思ったら、ひとりで悩
まずご相談ください。いつしょに考えま
しょう。

男女共同参画ミニ通信 Vol. 48

身近にある暴力 DV

暴力はふるった人の責任

加害者は「愛しているから殴るんだ
」「おまえのため」と自分勝手な理屈をつ
けたり、「自分を怒らせるおまえが悪い」
と自分を正当化し被害者を責めて自責の
念を持たせたりします。また、時おり愛
情をちらつかせて被害者を混乱させコン
トロールします。しかし、どんな理由が
あっても暴力は100%ふるった人の責
任です。他にも方法があるのに、暴力と
いう方法を選んだからです。暴力をふる
われて良い人など一人もいません。



11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」。

12月10日は「世界人権デー」、12月4日～10日は「人権週間」です。

インターネット上の誹謗中傷、女性への暴力、高齢者・障害者虐待、育児放棄…。私たちの周りでは、人権がおびやかされるさまざまな問題が起こっています。あなたの家庭、職場などでは、お互いの人権を尊重し合っていますか。この機会に、人権について考えてみましょう。

DV(ドメスティック・バイオレンス)やストーカー行為、児童虐待などの被害者の所在地情報が記載された住民票の写しなどを支援措置で他者からの請求を制限することができます。手続きには、申し出が必要です(期間は一年間で延長可能)。対象者は、町の住民基本台帳または戸籍の附票に記載されている方で、右記の被害者であり、かつ警察などの機関に相談している方です。支援措置申出書【注】に運転免許証などの本人確認書類を添えて、町役場・総合窓口課(2階)に提出してください。申し出後、警察など関係機関への実事

合は、加害者からの不当な目的による「住民票の写し」「戸籍の附票の写し」請求には原則として応じません。第三者からの交付申請も、厳格に審査します。法務局職員が、女性が受けるDVなどの被害の相談に応じています。受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分です。※「女性の人権ホットライン」強化午後7時まで、19日(土)～20日(日)は午前10時～午後5時までとなります。

女性の人権ホットライン(0570-003-810)では人権擁護委員や子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩になります。また、あなたが出産や育児に不安や悩みをお持ちであれば、一人で抱え込まず、下記のところまでご相談ください。匿名も可能ですので、安心してお電話ください。

子どもの目の前での家庭内暴力も、児童虐待事件は後を絶たず、昨年度の、全国の児童相談所への相談対応件数は、過去最多の10万件を超えた。「もしかして虐待かな」と思ったら、すぐに児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」にお電話ください。あなたの連絡が子どもを守り、また子育てに悩む保護者を支援するための大いな一步になります。また、あなたが出産や育児に不安や悩みをお持ちであれば、一人で抱え込まず、下記のところまでご相談ください。匿名も可能ですので、安心してお電話ください。

児童虐待かも?→ 189

童虐待にあたります。
3974、宇治児童相談所京田辺支所
68-15520、山城こども家庭センター
98-13846

女性の相談、電話で

